

ステークホルダーの視点で とらえた会計基準の選択

株式会社クロスフィールド

大野 文克

クロスフィールド レポート TOP ページへ
<http://www.crossfields.co.jp/reports/index.html>

1. はじめに

日本の制度会計において、2015年7月時点では、先日公表された「修正国際基準」も含めて4つの会計基準が併存している。企業はどのような考え方に基づいて、会計基準を選択しているのだろうか。

本稿では、有価証券報告書における「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容と企業のステークホルダーの視点とを参考にして、企業会計に強い影響をもつ「会計基準」の選択について考察する。

2. 企業会計の特徴

企業会計とは、企業の経済活動を貨幣価値で記録・計算・報告することである。貨幣価値で測定されることから、企業会計の内容は定量情報に限られる。企業で働く従業員の能力や企業のブランド力などの定性情報は、企業会計の対象とはならない。

企業会計の特徴として経済活動を貨幣価値で記録する点があげられるが、もう一つ大きな特徴がある。それは、「前提条件を置かないと、何も決まらない」という点である。例えば、「売上高」を決めるには、「いつ」売上を計上するかをルールとして決めておかなければならない。商品売買であれば、商品の出荷時点（出荷基準）で売上高を計上している企業が多いが、取引先での納品物の検収が完了した時点（検収基準）で計上している企業もある。また、建設業を営む企業であれば、建設が完了した時点（工事完成基準）で計上する、もしくは、建設の進捗状況に応じて見積り計上する（工事進行基準）のいずれかにより売上高を計上する。つまり、経済活動を記録するにあたり、前提条件を決めておかないと、何も決まらないのである。

この前提条件は「会計方針」とよばれており、企業は財務諸表に「重要な会計方針」として開示しなければならない。先ほどは売上高を例にあげたが、減価償却費や貸倒引当金・賞与引当金などの各種引当金も「会計方針」に基づいて計上する。また、国際的に経済活動を行う企業や、海外にグループ企業がある場合には、外国通貨の取引金額を「会計方針」に基づいて日本円に換算する。

「会計方針」は、各企業が一定の制限のなかで自由に設定できる。「会計方針」に関する一定の制限に、強い影響力をもつものが「会計基準」である。日本では、2015年7月において複数の会計基準が認められている。日本企業は複数の会計基準の中から、1つを選択しなければならない。上場企業の場合には選択した「会計基準」を、有価証券報告書において開示することが求められる。

3. 日本企業が選択できる会計基準

【会計基準と財務諸表の関係】

2015年7月において、日本企業が選択できる会計基準の選択肢は、①日本基準・②IFRS・③米国基準の3つである。日本企業のほとんどが日本基準を選択しており、IFRSと米国基準は一部の上場企業が選択しているにとどまっている

また、新たな会計基準として、2015年6月30日に企業会計基準委員会（ASBJ）により「修正国際基準（以下、「JMIS」という。）」が公表された。2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表¹から選択することが可能である。したがって、会計基準の選択肢は4つになる。JMISとは、IFRSの各基準について日本に適した内容であるかを審議（こ

¹ 四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。

の審議の手続きを、「エンドースメント」という。)して、必要に応じて修正又は削除した会計基準である。2014年に公表された公開草案では、①のれんの会計処理と②その他の包括利益のリサイクリングの2点に対して、修正又は削除している。2015年6月30日に公表されたJMISの内容は、公開草案どおりとなっている。

企業が作成する財務諸表には、企業グループ全体の会計報告である「連結財務諸表」と、企業単体の会計報告である「個別財務諸表」があり、財務諸表の種類により選択できる会計基準は異なる。会計基準の選択と財務諸表との関係をまとめると以下ようになる。

会計基準の選択と財務諸表との関係

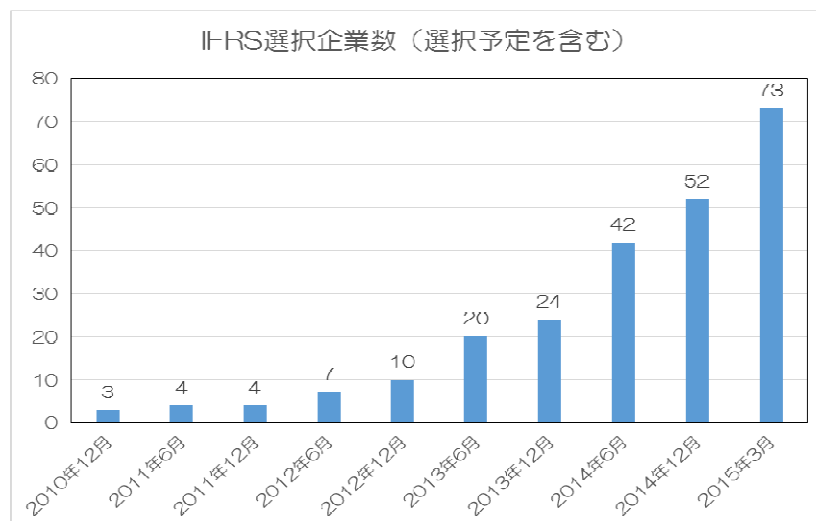
【凡例】○：選択可能
×：選択不可

	日本基準	IFRS	米国基準	JMIS
連結財務諸表	○	○	○	○
個別財務諸表	○	×	×	×

2015年7月においては、連結財務諸表の作成にあたり日本基準を選択している企業が大多数である。米国基準を選択している企業は、米国市場に上場している企業に限られていること、日本においてIFRSの選択には制約事項が存在していることが理由である。しかし、①米国市場においてアメリカ国外企業のIFRSの選択が認められたこと、②日本においてIFRS選択の制約事項の一部が撤廃されたことを受けて、今後はIFRSを選択する企業が増加することが予想される。

【IFRS 任意適用企業数の増加】

日本でIFRSの任意適用が認められてから2015年3月までの間に、IFRSを任意適用した企業数(予定企業数を含む)の推移は、以下のとおりである²。(2015年5月において、IFRSを任意適用している日本企業数は43社、任意適用予定企業数は42社の合計85社³にのぼっている。)



² IFRS 適用レポート II. IFRS 任意適用企業の現状等より

³ 日本取引所グループ hp IFRS 任意適用・任意適用予定会社一覧より
<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/ifrs/>

2014年6月以後、任意適用企業数が増加しているのは、2013年10月にIFRS任意適用が可能な企業（特定会社）の要件が緩和されたことが、大きな要因であると推察される。当初、IFRSを任意適用するには、以下の4つの要件を満たすことが必要とされていた。

- a) 上場会社であること。
- b) 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに関わる記載を行っていること。
- c) IFRSに関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を作成することができる体制を整えていること。
- d) 国際的な財務活動・事業活動を行っていること（外国に資本金が20億円以上の連結子会社を有していることなど）。

2013年10月28日に、内閣府令第70号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布された。この中で、上記のa)とd)の要件が撤廃されており、この公布後、IFRSの任意適用の企業数が増加している。

2015年5月時点において、任意適用を公表した企業の業種をみると、「業種別日経平均」の36業種のうち21業種（約6割）にわたっている⁴。また、企業数は上場企業全体の3%であるが、時価総額では25%を占めている⁴。

【会計基準選択と説明責任】

IFRSの任意適用の制約事項が緩和されたことにより、日本企業は会計基準の選択の自由度が高まったと考えられる。しかし、正当な理由がないにもかかわらず、安易に会計基準を変更することは認められない。会計基準を変更する場合には、企業がステークホルダーに対して会計基準変更の理由を説明しなければならない。

なお、上場企業には、2015年3月31日以後に終了する通期決算に係る決算短信から、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を開示することが求められている。この開示内容から、企業が何を重視して会計基準を選択しているかをうかがい知ることが可能となっている。

4. ステークホルダーの視点でとらえた会計基準の選択

【ステークホルダーと財務諸表の利用目的】

企業をとりまくステークホルダーは、大きくわけて社外と社内に分類できる。ステークホルダーの財務諸表の主な利用目的は、以下のようになる。

	社外	社内
ステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ・国内株主 ・外国株主 ・取引先 ・金融機関 ・所管官庁 税務署・自治体など 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者 ・管理者 ・従業員
財務諸表の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・競合他社比較 ・企業分析 収益力、安全性など 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理 ・競合他社比較 ・事業拡大

⁴ 日本経済新聞 2015年5月20日 朝刊

	<ul style="list-style-type: none"> ・支払能力、信用力 ・納税 など 	<ul style="list-style-type: none"> 合併、事業統合、海外進出 など ・業績説明 ・資金調達 など
--	---	--

財務諸表は過去の経済活動の結果であるが、過去の結果をふまえた将来の意思決定にも利用されることに着目されたい。企業戦略の遂行にあたり、財務諸表も一部の役割を担うことになる。各ステークホルダーの財務諸表の利用目的をふまえて、会計基準の選択理由を以下に考察する。

【日本基準を選択している企業】

現在、ほとんどの日本企業が、非上場企業・上場企業を問わず日本基準を選択している。これは、日本基準以外の会計基準の選択が、制約事項から一部の上場企業にだけ認められていたことによることが大きな理由と考える。また、上場企業であっても法人税申告のため、単体財務諸表は日本基準で作成することが必要とされている。

上場企業に限定されるが、有価証券報告書・決算短信での「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示が開始されている。日本基準を選択している企業の開示内容の一部を、以下に記載する。

- a) 連結財務諸表の期間比較可能性および同業他社との比較性を考慮する。
- b) 海外展開していないためにステークホルダーが国内に多い。
- c) 海外での資金調達を行ってない、あるいは、その必要性が乏しい。
- d) 業績を反映する会計上の取扱いについては日本基準が妥当である。
- e) 日本基準は、コンバージェンス⁵の結果、IFRS と同等である。
- f) 財務諸表が分配可能額や課税所得の計算にも利用される。

a) と b) は、国内の投資家や経営者側の視点からの理由となっている。日本基準を選択している同業他社との比較可能性を重視しているといえる。

c) は、財務戦略を重視した理由となっている。国内市場からのみ資金調達を行っているため、日本基準を選択することが理にかなっているといえる。

d) は、業績開示を重視した理由となっている。経営者が自社の事業内容をふまえて、ステークホルダーに対する業績開示をより重視しているといえる。

e) と f) は、企業をとりまく法制度からの選択理由となっている。

【IFRS を選択している企業】

IFRS を選択する企業は、海外での事業展開や海外市場での資金調達を実施している場合が多い。また、ステークホルダーの特徴として外国株主が多いこともあげられる。世界でもっとも多く採用されている会計基準⁶である IFRS を選択することで、国内だけでなく、海外での経済活動においても、財務諸表を戦略的に利用していると推察される。

2015年5月に金融庁が公表した「IFRS 適用レポート」には、IFRS を選択している企業への

⁵ コンバージェンスとは、日本基準と IFRS の差異が発生している個別の会計基準について、IFRS によせる方向で日本基準を改定することをいう。2015年7月時点では、収益認識基準の改定に向けて検討活動が開始されている。

⁶ 会計基準に IFRS を採用している国は、138カ国である。(2015年6月時点 IASB 調査)

アンケート結果が記載されている。

IFRS の任意適用を決定した理由・経緯⁷

回答 65 社

項目	回答数
経営管理への寄与	29 社
比較可能性の向上	15 社
海外投資家への説明の容易さ	6 社
業績の適切な反映	6 社
資金調達の円滑化	5 社
その他	4 社

このアンケートの結果からは、IFRS 選択の目的として以下の内容を読み取ることができ、社外・社内のステークホルダーの双方にとって、財務情報が有用であることがうかがえる。

1. 経営者として、企業グループ経営の視点から国内・海外のグループ企業について、統一した業績の測定・管理、財務の透明性などの経営管理の高度化を図る。
2. 国内・海外の投資家や金融機関へ、期間比較可能性が高く分析が容易な投資情報を提供する。
3. IFRS を採用している海外企業・国内企業との財務情報の比較可能性を向上する。

【その他の会計基準を選択している企業】

日本基準・IFRS 以外の会計基準として、米国基準もしくは JMIS があげられる。

米国基準を選択している企業は、米国市場に上場して SEC に米国基準の財務諸表を提出している企業である。2015 年 7 月現在、米国市場に上場している企業であっても、アメリカ国外企業であれば、IFRS による財務諸表の提出が認められている。また、世界的に会計基準を IFRS としている国が増えている。

上記に記載した現状を考慮すると、今後は、新たに米国基準を選択する企業は少ないと考える。海外市場で資金調達を検討する企業であれば、米国市場以外（例えば、EU 市場）も念頭にいれることが予想される。このため、海外の投資家・金融機関を考慮した場合、今後は IFRS を選択すると考えられる。（現在米国基準を選択している企業には、IFRS に会計基準を変更する企業が出始めている。）

JMIS は、本稿執筆の時点で選択している企業はないが、どのような選択理由があげられるか推察する。

JMIS は、①のれんの会計処理と②その他の包括利益のリサイクル以外に、IFRS との基準差異はみられない。また、JMIS は日本でのみ選択可能な会計基準である。したがって、ステークホルダーを考慮すると、JMIS を選択する理由は、日本基準を選択する理由と類似する可能性が高いと考える。（なかでも、業績を反映する会計上の取扱いの妥当性について、JMIS の方が適切であると判断した企業が選択すると予想される。）

⁷ IFRS 適用レポート IV. 調査結果より

金融庁 hp <http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1.html>

5. おわりに

企業会計においては、会計基準を選択し、会計方針を策定する必要があることはいうまでもない。2015年7月において、日本では複数の会計基準の選択肢があるが、企業はステークホルダーを意識して会計基準を選択する傾向がある。

多くの日本企業の社外ステークホルダーは、国内の株主・取引先・金融機関などである。過年度の財務諸表や同業他社との比較可能性を重視すると、日本基準を選択することになる。

一方、海外でも経済活動を展開し、外国株主が多い日本企業は、IFRSを選択するものが増えている。グローバル企業との比較可能性も考慮する必要があるからである。

会計基準の選択においては、社外ステークホルダーにとっての比較可能性が、重要なポイントの一つにあげられる。自社の事業戦略に基づいて、将来のステークホルダーの分析を行い、様々なステークホルダーを意識しながら、会計基準を選択することが必要だといえる。

6. 参考資料

IFRS 適用レポート 出典：金融庁